

## 1. 履修規定

### (趣 旨)

- 1 この規程は、公益社団法人神戸市民間病院協会神戸看護専門学校学則第8条～第12条に基づき、学生の授業科目（以下「科目」という）の履修に関し、学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

### (既修単位の認定)

- 1 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校または以下の資格にかかる学校若しくは養成所で、指定規則別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で単位を認定する。

（歯科衛生士・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・臨床工学技士・義肢装具士・救急救命士・言語聴覚士）

なお、指定規則別表3備考2にかかわらず、社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号の規定に該当する者で本校に入学した者の単位の認定については、社会福祉士および介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野または社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野の単位を認定する。

- 2 既修単位の認定を受けようとするものは入学時に次の書類を添えて学校長に提出しなければならない。

- 1) 既修単位認定申請書（様式第6-1号）
- 2) 既修単位の成績証明書
- 3) 既修単位の内容を証するもの（講義概要等）

- 3 既修単位は当該科目の担当教員（講師）が審査し学校長が認定する。

### (科目の開設および履修の時期等)

- 1 各科目は、修業年限に定める教育課程に基づいてこれを開設するものとする。
- 2 学生は、前項の規定により、開設される時期以外の時期にその科目を履修することができない。但し、再履修の場合はこの限りではない。
- 3 科目（実習を含む）の時間の3分の2以上出席した者は、単位修得のための試験（実習評価）を受けることができる。
- 4 学生の出席・登校日に関する規定の公欠についての事由に該当するときは、科目の欠席時間数に算入しない。

### (試 験)

- 1 試験時間の考え方

試験時間は、講義時間数に含むと考える。従って、1単位15時間の場合は、15時間目（45分）を試験時間にあてる。1単位30時間の場合は、30時間目（45分）を試験時間にあてる。ただし、試験監督は、担当教員（講師）が行う。

## 2 本試験

- 1) 本試験は当該科目の授業終了後に行なう。
- 2) 担当教員(講師)が必要と認めた時は本試験以外に試験を行うことがある。

## 3 追試験

- 1) 当該科目の本試験を下記のやむをえない理由により欠席した者については、追試験の願い出認める。
- 2) 本人の不注意、怠惰と思われる場合は、追試験を認めないことがある。

<やむをえない理由>

理 由	必要な証明書
(1) 病気・負傷	医師の診断書 または、証明できる書類
(2) 冠婚葬祭 (二親等以内の親族の場合で法事を除く)	証明できる書類
(3) 災害・交通機関の事故	災害証明書・事故証明書
(4) 就職試験等	証明できる書類

## 4 再試験

- 1) 本試験または追試験の成績が不合格になった者は、再試験願(様式第 12 号-1)により願い出ればその科目について 1 回に限り再試験を受けることができる。
- 2) 本試験または追試験を受験しなかった者は再試験を受けることはできない。
- 5) 試験において不正行為があった場合は、その科目について不合格とし、学則第 28 条の規定を適用する。
- 6) 筆記試験において氏名、学籍番号の記載のない場合は 0 点になることがある。
- 7) 筆記試験の開始後 15 分を経過したときは、試験場に入場できない。また、試験開始後 15 分を経過するまでは、試験場から退場できない。

(臨地実習について)

- 1) 臨地実習の科目の出席日数が 3 分の 2 以上の者で、評価が D の者は、再実習願(様式第 12 号-2)により願い出れば再実習を受けることができる。但し、事前に実習準備が整い、実習場所との調整ができた場合に限る。また、年度内に 2 科目以上の再実習は不可能であり、次年度の再履修扱いとなる。
- 2) 当該科目を上記の表<やむをえない理由>により欠席したものについては、補充実習願(様式第 12 号-3)により補充実習を受けることができる。

(成績評価)

- 1) 試験の成績評価は、100 点満点とし、60 点(4 捨 5 入)以上を合格とする。
- 2) 追試験の点数評価は、得点の 1 割減とする。
- 3) 再試験の結果は、60 点以上であっても、60 点として取り扱う。
- 4) 臨地実習科目の成績評価は、総合評価が C 以上を合格とする。

「A・B・C・D」の基準は、下記の表のとおりとする。

評定	点数評価	合否
A	85点以上～100点	合格
B	70点以上～85点未満	
C	60点以上～70点未満	
D	60点未満	不合格

5 実習評価の基準は実習要綱に準ずる。

(単位の認定)

- 1 単位の認定は担当教員（講師）が行なう。
- 2 成績評価が60点以上を合格とし、単位を認定する。

(再履修) \*臨地実習も含む

- 1 再試験・再実習の評価が「D」であり、その結果、次年度またはそれ以降の年度で再び同じ科目を履修することを再履修と呼ぶ。
- 2 再履修をする場合は、3月末までに、再履修願(様式第13号)を学校長に提出して承認を受けなければならない。

(最終学年に在籍するための要件)

- 1 4月の時点で、当該年度内に卒業が可能であることとする。

(卒業の認定)

- 1 卒業の要件は学則第4条1項に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えない者。
- 2 出席すべき日数は履修科目の出席日数の3分の2以上とする。但し、学科外活動および単位認定を受けた科目の出席すべき日数を除く。
- 3 卒業認定された者に、卒業証書を授与する。

(成績の記録)

- 1 学生指導要録の最終記録は「A・B・C」で残し、公的証明にはこれを用いる。
- 2 既修科目の認定については、「認」で示す。

(臨地実習を履修するために必要な要件)

臨地実習を履修するためには次頁表の○印の単位を修得していなければならない。

- 1 基礎看護学実習Ⅱを履修するためには、形態機能学Ⅰ～Ⅴ、看護実践の基礎Ⅰ・Ⅱ、基礎看護学実習Ⅰ-1Ⅰ-2のすべての単位を修得していなければならない。
- 2 専門分野Ⅱの実習を履修するためには、該当する各看護学の単位を修得しておかなければならない。
- 3 老年看護学実習Ⅱを履修するためには、老年看護学実習Ⅰの単位を修得しておかなければならない。
- 4 統合分野の実習を履修するためには、専門分野Ⅱ及び該当する各看護学、統合分野の在宅看護論、看護の統合と実践の科目の単位を修得しておかなければならない。